

【一覧表】医療費控除の対象となる介護保険サービスの対価

〈介護保険サービスの医療費控除の取り扱い〉

サービスの種類		介護費用自己負担分	食費自己負担分	居住費滞在費宿泊費自己負担分	条 件
施設	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設	○1/2	○1/2	○1/2	特別な食費・居住費は対象外
	介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	○	○	○	
① サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス等					
居宅	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	○	—	—	特別な食費・滞在費は対象外
	通所リハビリテーション	○	○	—	
	短期入所療養介護	○	○	○	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る）	○	—	—	介護予防サービスを含む
	看護小規模多機能型居宅介護（上記の居宅サービスを含む組み合わせにより提供されるもの（※）に限る）	○	×	—	（※）生活援助中心型の訪問介護の部分を除く
	② ①の居宅サービス等と合わせて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等				
	訪問介護（生活援助中心型を除く）、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護	○	—	—	居宅（介護予防）サービス計画に基づき、サービスを利用していること 介護予防サービスを含む （※）生活援助中心型の訪問介護の部分を除く （◆）生活援助中心のサービスを除く
	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護	○	×	—	
	短期入所生活介護	○	×	×	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る）	○	—	—	
	看護小規模多機能型居宅介護（①の居宅サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの（※）に限る）	○	×	—	
	地域支援事業の訪問型サービス（◆）	○	—	—	
	地域支援事業の通所型サービス（◆）	○	×	—	
③ 医療費控除の対象とならない居宅サービス等					
訪問介護（生活援助中心型）、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、看護小規模多機能型居宅介護（生活援助中心型の訪問介護の部分）、地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスに限る）、地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスに限る）、地域支援事業の生活支援サービス					

○：医療費控除の対象 —：もともと項目がない ×：医療費控除の対象外

注：上記②の居宅サービス等（①の居宅サービスと合わせて利用しない場合に限る）又は③の居宅サービス等において行われる介護福祉士等による喀痰吸引等の対価（居宅サービスの対価として支払った額の10分の1に相当する金額）は、医療費控除の対象となる。